

**港湾工事共通仕様書  
(新旧対比表)**

**令和8年3月**

**国土交通省 港湾局**

港湾工事共通仕様書 一部改正(R8.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R7.3)	一部改正(R8.3)	摘 要
1	1-31	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 支給材料及び貸与物件	<p>4. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。</p> <p>6. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p> <p>9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p>	<p>4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。</p> <p>5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>6. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>7. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p> <p>8. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p>	・修正
2	1-37	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令、諸条例の遵守	<p>(2) 建設業法(令和3年5月改正 法律第 48号)</p> <p>(4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第 14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第 37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第 32号)</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第 12号)</p> <p>(9) 出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第 69号)</p> <p>(11) 道路法(令和3年3月改正 法律第 9号)</p> <p>(12) 道路交通法(令和4年4月改正 法律第 32号)</p> <p>(13) 道路運送法(令和2年6月改正 法律第 36号)</p> <p>(14) 道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第 4号)</p> <p>(15) 砂防法(平成25年11月改正 法律第 76号)</p> <p>(16) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第 45号)</p> <p>(17) 河川法(令和3年5月改正 法律第 31号)</p> <p>(18) 海岸法(平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(19) 港湾法(令和4年3月改正 法律第 7号)</p> <p>(20) 港則法(令和3年6月改正 法律第 53号)</p> <p>(22) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(23) 下水道法(令和4年5月改正 法律第 44号)</p> <p>(24) 航空法(令和4年6月改正 法律第 62号)</p> <p>(25) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第 51号)</p> <p>(27) 森林法(令和2年6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第 39号)</p> <p>(31) 騒音規制法(平成26年6月改正 法律第 72号)</p> <p>(32) 水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第 45号)</p> <p>(33) 湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第 72号)</p>	<p>(2) 建設業法(令和6年6月改正 法律第 49号)</p> <p>(4) 労働基準法(令和6年5月改正 法律第 42号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第 33号)</p> <p>(6) 作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第 33号)</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第 26号)</p> <p>(9) 出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第 75号)</p> <p>(11) 道路法(令和7年4月改正 法律第 22号)</p> <p>(12) 道路交通法(令和6年6月改正 法律第 59号)</p> <p>(13) 道路運送法(令和6年5月改正 法律第 23号)</p> <p>(14) 道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第 63号)</p> <p>(15) 砂防法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(16) 地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第 34号)</p> <p>(17) 河川法(令和5年5月改正 法律第 34号)</p> <p>(18) 海岸法(令和5年5月改正 法律第 34号)</p> <p>(19) 港湾法(令和7年12月改正 法律第 89号)</p> <p>(20) 港則法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(22) 漁港漁場整備法(令和5年5月改正 法律第 34号)</p> <p>(23) 下水道法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(24) 航空法(令和7年6月改正 法律第 55号)</p> <p>(25) 公有水面埋立法(令和6年6月改正 法律第52号)</p> <p>(27) 森林法(令和5年6月改正 法律第 63号)</p> <p>(30) 大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(31) 騒音規制法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(32) 水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(33) 湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p>	・修正
3	1-39	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令、諸条例の遵守	<p>(34) 振動規制法(平成26年6月改正 法律第 72号)</p> <p>(35) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第 37号)</p> <p>(36) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正 法律第 46号)</p> <p>(37) 文化財保護法(令和3年4月改正 法律第 22号)</p> <p>(38) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第 50号)</p> <p>(39) 電気事業法(令和4年6月改正 法律第 74号)</p> <p>(40) 消防法(令和3年5月改正 法律第 36号)</p> <p>(41) 測量法(令和元年6月改正 法律第 37号)</p> <p>(42) 建築基準法(令和4年5月改正 法律第 55号)</p> <p>(43) 海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第 53号)</p> <p>(45) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正 法律第 43号)</p> <p>(46) 船員法(令和3年6月改正 法律第 75号)</p> <p>(47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第 59号)</p> <p>(48) 船舶安全法(令和3年5月改正 法律第 43号)</p> <p>(49) 自然環境保全法(平成31年4月改正 法律第 20号)</p> <p>(50) 自然公園法(令和3年5月改正 法律第 29号)</p> <p>(51) 雇用保険法(令和4年3月改正 法律第 12号)</p> <p>(52) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第 40号)</p> <p>(53) 健康保険法(令和3年6月改正 法律第 66号)</p> <p>(54) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第 40号)</p> <p>(55) 都市公園法(平成29年5月改正 法律第 26号)</p> <p>(57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第 37号)</p> <p>(59) 土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第 45号)</p> <p>(60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第 35号)</p> <p>(61) 航路標識法(令和3年6月改正 法律第 53号)</p>	<p>(34) 振動規制法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(35) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(36) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和7年6月改正 法律第 52号)</p> <p>(37) 文化財保護法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(38) 砂利採取法(令和5年6月改正 法律第 63号)</p> <p>(39) 電気事業法(令和5年6月改正 法律第 44号)</p> <p>(40) 消防法(令和5年6月改正 法律第 58号)</p> <p>(41) 測量法(令和6年6月改正 法律第 54号)</p> <p>(42) 建築基準法(令和7年5月改正 法律第 35号)</p> <p>(43) 海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第 34号)</p> <p>(45) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和6年5月改正 法律第 38号)</p> <p>(46) 船員法(令和7年5月改正 法律第 32号)</p> <p>(47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和7年5月改正 法律第 32号)</p> <p>(48) 船舶安全法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(49) 自然環境保全法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(50) 自然公園法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(51) 雇用保険法(令和7年5月改正 法律第 32号)</p> <p>(52) 労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(53) 健康保険法(令和7年2月改正 法律第 87号)</p> <p>(54) 中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(55) 都市公園法(令和6年5月改正 法律第 40号)</p> <p>(57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第 54号)</p> <p>(59) 土壌汚染対策法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第 54号)</p> <p>(61) 航路標識法(令和4年6月改正 法律第 68号)</p>	・修正





港湾工事共通仕様書 一部改正(R8.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R7.3)	一部改正(R8.3)	摘 要																																							
16	6-68	6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領	<p>3. 調整会議の運営 発注者は、当該工事の発注又は監督を行う事務所に事務局を設置するものとし、事務局は、調整会議の開催の必要があると認める場合は、発注者及び受注者又は必要に応じ下請負者及び設計業務を担当した管理技術者等と日程調整等を行い、開催日を通知するものとする。</p> <p>(1)調整会議の発議 発注者は、次に掲げる場合又は受注者からの開催要請があった場合は調整会議を開催するものとし、発議は監督職員が行うものとする。 ①発注者が設計図書の照査を終えて工事に着手する場合。</p>	<p>3. 調整会議の運営 発注者は、当該工事の発注又は監督を行う事務所に事務局を設置するものとし、事務局は、調整会議の開催の必要があると認める場合は、発注者及び受注者又は必要に応じ下請負者及び設計業務を担当した管理技術者等と日程調整するものとする。</p> <p>(1)調整会議の発議 発注者は、次に掲げる場合又は受注者からの開催要請があった場合は調整会議を開催するものとし、発議は監督職員が行うものとする。 ①受注者が設計図書の照査を終えて工事に着手する場合。</p>	・修正																																							
17		6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領		<p>(2)調整会議の構成 構成員は以下のメンバー(以下「関係者」という。)を標準とし、調整会議の開催内容に応じて、適宜変更し開催する。 1)発注者:副所長以上、工務課長、発注・契約担当課長(積算・契約担当) 工事監督担当者(総括監督員、主任現場監督員、現場監督員) 設計担当者 発注者支援業務の担当技術者 地方整備局及び技術調査事務所の関係者 2)受注者:元請代表者、現場代理人、監理技術者、主任技術者、経理担当者等 3)下請負者:下請負代表者、下請負者(事務担当者) 4)設計者:設計業務を担当した管理技術者等</p> <p>開催内容に応じた参加者の基本組み合わせ(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開催内容</th> <th rowspan="2">開催時期</th> <th colspan="4">参加者</th> <th rowspan="2">開催の有無</th> </tr> <tr> <th>発注者</th> <th>受注者</th> <th>下請負者</th> <th>設計者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計確認</td> <td>工事着手前</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>必要に応じ</td> </tr> <tr> <td>工程確認 施工確認 休日確保 環境改善</td> <td>工事着手前</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※○</td> <td></td> <td>必須</td> </tr> <tr> <td>設計変更</td> <td>工事着手後</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※○</td> <td></td> <td>必須</td> </tr> <tr> <td>下請負者への 説明・確認</td> <td>工事着手時 工事完了時</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td>必須 必須</td> </tr> </tbody> </table> <p>①「※」は、会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催する。 ②開催内容により、上記を組み合わせたの同時開催を可能とする。</p>	開催内容	開催時期	参加者				開催の有無	発注者	受注者	下請負者	設計者	設計確認	工事着手前	○	○		○	必要に応じ	工程確認 施工確認 休日確保 環境改善	工事着手前	○	○	※○		必須	設計変更	工事着手後	○	○	※○		必須	下請負者への 説明・確認	工事着手時 工事完了時	○ ○	○ ○	○ ○		必須 必須	・追加
開催内容	開催時期	参加者					開催の有無																																					
		発注者	受注者	下請負者	設計者																																							
設計確認	工事着手前	○	○		○	必要に応じ																																						
工程確認 施工確認 休日確保 環境改善	工事着手前	○	○	※○		必須																																						
設計変更	工事着手後	○	○	※○		必須																																						
下請負者への 説明・確認	工事着手時 工事完了時	○ ○	○ ○	○ ○		必須 必須																																						
18	6-69	6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領	<p>(2)開催内容 ①設計確認(必要に応じ実施) 設計業務を担当した管理技術者等の同席のもと、設計業務の成果物により設計意図の説明を行うものとする。 なお、設計確認に要する費用として、設計業務を担当した管理技術者等を対象に打合せ及び旅費交通費を計上するものとし、打合せにおいては、主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回を標準とし、港湾請負工事積算基準第三部その他の積算基準(以下、「積算基準」という。)に基づき旅費交通費を計上するものとし、その他原価及び一般管理費等を積算基準に基づき計上することとする。</p> <p>②工程確認 発注者は、工事請負契約締結後、1週間以内に受注者が適正な計画工程表を立案するために重要な情報となる準備・後片付け期間、各工種の能力設定、パーティー数、施工順序や現場の作業不可期間等の情報を含んだ、様式1に示す計画工程表を受注者に提出するものとし、受注者は、発注者から提出された計画工程表について事前に内容を確認するものとする。</p> <p>④設計変更 発注者は、初回の調整会議及び設計図書の変更の可能性がある場合において「<u>港湾工事における契約変更事務ガイドライン(令和7年3月)</u>」の内容について受注者に説明を行うものとする。 また、発注者及び受注者は設計図書の変更の恐れがある場合、「<u>港湾工事における契約変更事務ガイドライン(令和7年3月)</u>」に則り、設計図書の変更に関する内容の確認を行うものとする。</p> <p>⑤休日確保 初回の調整会議において、受注者は休日の計上方法について、「現場閉所単位」又は「個人単位」のいずれかの方法を採用するか協議するものとする。</p>	<p>(3)開催内容 1)発注者及び受注者は、以下の内容について確認・調整等を行う。 ①設計確認(必要に応じ実施) 発注者は、設計業務を担当した管理技術者等の同席のもと、設計業務の成果物により設計意図の説明を行うものとする。 なお、設計確認に要する費用として、設計業務を担当した管理技術者等を対象に打合せ費用を計上するものとし、打合せにおいては、主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回を標準とし、港湾請負工事積算基準第三部その他の積算基準(以下、「積算基準」という。)に基づき計上するものとし、その他原価及び一般管理費等を積算基準に基づき計上することとする。 なお、Web会議を活用することを標準とし、旅費交通費は未計上とする。ただし、発注者及び受注者協議により、必要に応じて旅費交通費を計上できるものとする。</p> <p>②工程確認 発注者は、工事請負契約締結後、1週間以内に受注者が適正な計画工程表を立案するために重要な情報となる準備・後片付け期間、各工種の能力設定、パーティー数、施工順序や現場の作業不可期間等の情報を含んだ、様式-1に示す計画工程表を受注者に提出するものとし、受注者は、発注者から提出された計画工程表について事前に内容を確認するものとする。</p> <p>④休日確保 初回の調整会議において、受注者は休日の計上方法について、「現場閉所単位」又は「個人単位」のいずれかの方法を採用するか協議するものとする。なお、計画的な休日取得を実現させるため「現場閉所単位」を標準とするものとする。</p> <p>⑤工事現場(労働)環境改善 発注者及び受注者は「<u>工事現場環境改善実施要領(案)(令和6年3月)</u>」に基づき、労働環境の確認、調整を行い、契約期間中の労働改善に努める。 また、「<u>港湾工事関係書類スリム化の手引き(令和8年3月)</u>」の内容について受注者に説明を行うものとする。</p> <p>⑥設計変更 発注者は、初回の調整会議及び設計図書の変更の可能性がある場合において「<u>港湾工事における契約変更事務ガイドライン(令和8年3月)</u>」の内容について受注者に説明を行うものとする。 また、発注者及び受注者は設計図書の変更の恐れがある場合、「<u>港湾工事における契約変更事務ガイドライン(令和8年3月)</u>」に則り、設計図書の変更に関する内容の確認を行うものとする。</p>	・修正																																							

港湾工事共通仕様書 一部改正(R8.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R7.3)	一部改正(R8.3)	摘 要																																																																																							
19	6-70	6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領	<p>⑥下請負者への確認 受注者は、下請負者との設計確認、工程確認、施工確認及び設計変更の共有を図ることとし、工事の着工時及び工事完了後の調整会議に下請負者を同席させ、発注者は以下に示す項目について説明及び確認等を行う。 ただし、工事完了後における下請負者の確認については、<b>開催が困難な場合に限り、書面により報告を行うこと</b>で開催したとみなすことができるものとする。</p> <p>⑦調整会議の記録</p> <p>4. その他 ①発注者及び受注者は調整会議の趣旨を踏まえつつ、本調整会議の円滑な実施に努めるとともに、調整会議で決定した事項について発注者及び受注者間で共有し実行する。 ②調整会議の開催については、Web会議システム等を活用するなど、発注者及び受注者間の調整を踏まえ、適宜、効率的に開催する。</p>	<p>⑦下請負者への<b>説明</b>・確認 受注者は、下請負者との設計確認、工程確認、施工確認及び設計変更の共有を図ることとし、工事の着工時及び工事完了後の調整会議に下請負者を同席させ、発注者は以下に示す項目について説明及び確認等を行う。 ただし、工事完了後における下請負者の確認については、<b>参加が困難な場合に限り、書面により報告を行うこと</b>で開催したとみなすことができるものとする。</p> <p>2)調整会議の記録</p> <p>(4)資料の作成 調整会議に必要な資料は、<b>発注者及び受注者がそれぞれ説明に必要な資料を各自作成することとし、受注者の資料作成に係る費用は計上しないものとする。</b></p> <p>4. その他 ①発注者及び受注者は調整会議の趣旨を踏まえつつ、本調整会議の円滑な実施に努めるとともに、調整会議で決定した事項について発注者及び受注者間で共有し実行する。 ②調整会議の開催については、Web会議を活用するなど、発注者及び受注者間の調整を踏まえ、適宜、効率的に開催する。</p>	・修正																																																																																							
20		6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領	<p>II. 品質確保調整会議</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和 年 月 日( )</td> <td>時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td></td> <td>開催回数 <input type="checkbox"/> 回目</td> </tr> <tr> <td>開催時期</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )</td> </tr> <tr> <td>会議内容</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input type="checkbox"/> 設計確認の確認  <input type="checkbox"/> 下請者への確認  <input type="checkbox"/> その他( )                 </td> </tr> </table>	開催日時	令和 年 月 日( )	時 分～ 時 分	開催場所		開催回数 <input type="checkbox"/> 回目	開催時期	<input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )		会議内容	<input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input type="checkbox"/> 設計確認の確認 <input type="checkbox"/> 下請者への確認 <input type="checkbox"/> その他( )		<p>II. 品質確保調整会議</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和 年 月 日( )</td> <td>時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td></td> <td>開催回数 <input checked="" type="checkbox"/> 回目</td> </tr> <tr> <td>開催時期</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )</td> </tr> <tr> <td>会議内容</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input checked="" type="checkbox"/> 設計確認  <input type="checkbox"/> 下請負者への確認  <input type="checkbox"/> その他( )                 </td> </tr> </table>	開催日時	令和 年 月 日( )	時 分～ 時 分	開催場所		開催回数 <input checked="" type="checkbox"/> 回目	開催時期	<input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )		会議内容	<input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input checked="" type="checkbox"/> 設計確認 <input type="checkbox"/> 下請負者への確認 <input type="checkbox"/> その他( )		・修正																																																															
開催日時	令和 年 月 日( )	時 分～ 時 分																																																																																										
開催場所		開催回数 <input type="checkbox"/> 回目																																																																																										
開催時期	<input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																											
会議内容	<input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input type="checkbox"/> 設計確認の確認 <input type="checkbox"/> 下請者への確認 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																											
開催日時	令和 年 月 日( )	時 分～ 時 分																																																																																										
開催場所		開催回数 <input checked="" type="checkbox"/> 回目																																																																																										
開催時期	<input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																											
会議内容	<input type="checkbox"/> 品確会議 <input type="checkbox"/> 品確会議(設計変更) <input checked="" type="checkbox"/> 設計確認 <input type="checkbox"/> 下請負者への確認 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																											
21		6. 添付資料 9. 工事品質確保調整会議 実施要領	<p>III. チェックリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認・調整項目</th> <th>チェック</th> <th>確認・調整結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特記仕様書等に示された<b>施工条件</b>について確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者から提示した<b>工期設定の条件</b>等の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受注者作成の<b>施工工程</b>の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画書による<b>施工計画</b>の確認を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者から<b>契約変更事務ガイドライン</b>の説明を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>設計図書</b>の照査結果の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>設計変更</b>にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>工事の設計内容</b>について確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確認・調整項目	チェック	確認・調整結果	特記仕様書等に示された <b>施工条件</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		発注者から提示した <b>工期設定の条件</b> 等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		受注者作成の <b>施工工程</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		施工計画書による <b>施工計画</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>		発注者から <b>契約変更事務ガイドライン</b> の説明を行った	<input type="checkbox"/>		<b>設計図書</b> の照査結果の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		<b>設計変更</b> にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		<b>工事の設計内容</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		<p>III. チェックリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認・調整項目</th> <th>チェック</th> <th>確認・調整結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①設計確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事の<b>設計内容</b>について確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②工程確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者から提示した<b>工期設定の条件</b>等の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③施工確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者から特記仕様書等に示された<b>設備設置位置や設置条件</b>等の説明を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>施工工程</b>の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画書による<b>施工計画</b>の確認を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>設計図書</b>の照査結果の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④休日確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>休日確保</b>の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤工事現場(労働)環境改善</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「工事現場環境改善実施要領(案)」に基づき、<b>運行環境の配慮</b>の確認を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾工事関係書類<b>スリム化</b>の取組の周知及び書類作成の段階別取組の確認を行った。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥設計変更</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者から<b>契約変更事務ガイドライン</b>の説明を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>設計変更</b>にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦下請負者への説明・確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請負者への確認及び<b>建設業法令遵守ガイドライン</b>の説明を行った。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確認・調整項目	チェック	確認・調整結果	①設計確認			工事の <b>設計内容</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		②工程確認			発注者から提示した <b>工期設定の条件</b> 等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		③施工確認			発注者から特記仕様書等に示された <b>設備設置位置や設置条件</b> 等の説明を行った	<input type="checkbox"/>		<b>施工工程</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		施工計画書による <b>施工計画</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>		<b>設計図書</b> の照査結果の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		④休日確保			<b>休日確保</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		⑤工事現場(労働)環境改善			「工事現場環境改善実施要領(案)」に基づき、 <b>運行環境の配慮</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>		港湾工事関係書類 <b>スリム化</b> の取組の周知及び書類作成の段階別取組の確認を行った。	<input type="checkbox"/>		⑥設計変更			発注者から <b>契約変更事務ガイドライン</b> の説明を行った	<input type="checkbox"/>		<b>設計変更</b> にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>		⑦下請負者への説明・確認			下請負者への確認及び <b>建設業法令遵守ガイドライン</b> の説明を行った。	<input type="checkbox"/>		・修正
確認・調整項目	チェック	確認・調整結果																																																																																										
特記仕様書等に示された <b>施工条件</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
発注者から提示した <b>工期設定の条件</b> 等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
受注者作成の <b>施工工程</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
施工計画書による <b>施工計画</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
発注者から <b>契約変更事務ガイドライン</b> の説明を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>設計図書</b> の照査結果の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>設計変更</b> にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>工事の設計内容</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
確認・調整項目	チェック	確認・調整結果																																																																																										
①設計確認																																																																																												
工事の <b>設計内容</b> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
②工程確認																																																																																												
発注者から提示した <b>工期設定の条件</b> 等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
③施工確認																																																																																												
発注者から特記仕様書等に示された <b>設備設置位置や設置条件</b> 等の説明を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>施工工程</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
施工計画書による <b>施工計画</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>設計図書</b> の照査結果の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
④休日確保																																																																																												
<b>休日確保</b> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
⑤工事現場(労働)環境改善																																																																																												
「工事現場環境改善実施要領(案)」に基づき、 <b>運行環境の配慮</b> の確認を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
港湾工事関係書類 <b>スリム化</b> の取組の周知及び書類作成の段階別取組の確認を行った。	<input type="checkbox"/>																																																																																											
⑥設計変更																																																																																												
発注者から <b>契約変更事務ガイドライン</b> の説明を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
<b>設計変更</b> にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>																																																																																											
⑦下請負者への説明・確認																																																																																												
下請負者への確認及び <b>建設業法令遵守ガイドライン</b> の説明を行った。	<input type="checkbox"/>																																																																																											
22	7-20	付属資料	<p>2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (10)港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事(水路業務法の記述)を施工する場合 手続を必要とするとき ①着工時(作業許可申請後) ②工事完了時(工用用ブイを撤去する前)</p>	<p>手続を必要とするとき ①着工時(作業許可申請後) ②<b>変更時(工事内容を変更する前)</b> ③工事完了時(工用用ブイを撤去する前)</p>	・追加																																																																																							